



宮 崎 県 公 報

平成26年3月31日(月曜日)号外 第18号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 9
訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (“) 15

○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…… (“) 18

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第18号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支庁長	1 [略] 1の2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による次の事務((1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務)については、 <u>長寿介護課所管の社会福祉法人及び町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。</u> (1)～(12) [略] (13) <u>第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務又は会計の状況に関する報告の徴収並びに業務及び財産の状況の検査に関すること</u> 。。 (14)・(15) [略] (16) <u>第62条第1項の規定による届出の受理に</u> 関すること(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。) 。 (17) <u>第62条第2項の規定による申請の受理に</u> 関すること(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。) 。 (18) <u>第63条第1項の規定による届出の受理に</u> 関すること(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。) 。 (19) <u>第63条第2項の規定による申請の受理に</u>	西臼杵支庁長	1 [略] 1の2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による次の事務(町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。) (1)～(12) [略] (13)・(14) [略]

	<p>関すること (特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。)。</p> <p>(20) 第64条の規定による届出の受理に関する こと (特別養護老人ホーム、養護老人ホーム 及び軽費老人ホームに係るものに限る。)。</p> <p>(21) 第70条の規定による報告の徴収並びに検 査及び調査に関すること。</p> <p>2・2の2 [略]</p> <p>3 児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) による 次の事務 (1)~(7) [略]</p> <p>(8) 第46条第1項の規定による報告の徴収及 び実地監督に関すること。</p> <p>(9) 第59条第1項の規定による報告の徴収並 びに調査及び質問に関すること (保育所の業 務を目的とする施設に係るものに限る。)。</p> <p>(10) [略]</p> <p>3の2~4の3 [略]</p> <p>4の4 社会福祉施設等指導監査実施要綱 (昭和 58年6月27日定め) 第11条第1項第7号の規定 による保育所への入所事務の指導監査に関する こと。</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律 (平成17年法律第 123号) に よる次の事務 (1) 第11条第2項の規定による命令及び質問 に関すること (療養介護、短期入所及び障害 者支援施設に係るものを除く。)。</p> <p>(2) 第36条第1項の規定による申請の受理に 関すること。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定による申請の受理に 関すること。</p> <p>(4) 第38条第1項の規定による申請の受理に 関すること。</p> <p>(5) 第39条第1項の規定による申請の受理に 関すること。</p> <p>(6) 第41条第1項の規定による申請の受理に 関すること。</p> <p>(7) 第46条第1項の規定による届出の受理に 関すること。</p> <p>(8) 第46条第2項の規定による届出の受理に 関すること。</p> <p>(9) 第46条第3項の規定による届出の受理に 関すること。</p> <p>(10) 第47条の規定による届出の受理に関する こと。</p> <p>(11) 第51条の19第1項の規定による申請の受 理に関すること。</p> <p>(12) 第51条の21第1項の規定による申請の受 理に関すること。</p> <p>(13) 第51条の25第1項の規定による届出の受 理に関すること。</p> <p>(14) 第51条の25第2項の規定による届出の受</p>		<p>2・2の2 [略]</p> <p>3 児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) による 次の事務 (1)~(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>3の2~4の3 [略]</p>
--	--	--	--

	<p>理に関すること。</p> <p>(15) 第79条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第79条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(17) 第79条第4項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>5の2 [略]</p> <p>6 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による次の事務</p> <p>(1) 第14条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第14条の2の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第14条の3の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第15条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第15条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第15条第4項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(7) 第15条の2第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第15条の2第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第16条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(10) 第16条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 第16条第3項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(12) 第18条第1項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。</p> <p>(13) 第18条第2項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。</p> <p>(14) 第29条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(15) 第29条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第29条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(17) 第29条第7項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。</p> <p>7～7の3 [略]</p> <p>7の4 介護保険法(平成9年法律第123号)による次の事務((3)から(7)までに掲げる事務にあつては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(12)から(15)までに掲げる事務にあつては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、</p>	<p>5 [略]</p> <p>6 削除</p> <p>7～7の3 [略]</p>
--	---	---

	<p>介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。)</p> <p>(1) 第24条第1項の規定による命令及び質問に関すること。</p> <p>(2) 第24条第2項の規定による命令及び質問に関すること。</p> <p>(3) 第70条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第70条の2第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第70条の3第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第75条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第76条第1項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>(8) 第86条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(9) 第86条の2第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(10) 第89条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 第90条第1項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>(12) 第115条の2第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(13) 第115条の5の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(14) 第115条の7第1項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>(15) 第115条の11において準用する第70条の2第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>8及び9 [略]</p> <p>10 削除</p> <p>11 削除</p> <p>12～27の2 [略]</p> <p>28 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）による次の事務</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 第7条第2項の規定による指示に関する</p>		<p>8から11まで [略]</p> <p>12～27の2 [略]</p> <p>28 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）による次の事務</p> <p>(1) 第7条の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(2) 第12条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示に関すること。</p> <p>(4) 第13条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(5) 第15条第1項の規定による指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) 第15条第2項の規定による指示に関する</p>
--	---	--	--

	<p>こと。</p> <p>(3) <u>第7項第4項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第8条第1項の規定による計画の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第8条第3項の規定による計画の認定に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第9条第1項の規定による計画の変更の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第9条第2項において準用する第8条第3項の規定による計画の変更の認定に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第10条の規定による報告の徴収に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第11条の規定による改善命令に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第12条の規定による計画の認定の取消しに関すること。</u></p> <p>29～55 [略]</p> <p>56 <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）による次の事務</u> <u>(1)～(7) [略]</u></p> <p>57～63 [略]</p>	<p>こと。</p> <p>(7) <u>第15条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第16条第2項の規定による指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第17条第1項の規定による計画の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第17条第3項の規定による計画の認定に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第18条第1項の規定による計画の変更の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第18条第2項において準用する第17条第3項の規定による計画の変更の認定に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第19条の規定による報告の徴収に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第20条の規定による改善命令に関すること。</u></p> <p>(15) <u>第21条の規定による計画の認定の取消しに関すること。</u></p> <p>(16) <u>第22条第1項の規定による認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(17) <u>第22条第2項の規定による認定に関すること。</u></p> <p>(18) <u>第23条の規定による認定の取消しに関すること。</u></p> <p>(19) <u>第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(20) <u>第25条第1項の規定による認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(21) <u>第25条第2項の規定による認定に関すること。</u></p> <p>(22) <u>第27条第1項の規定による指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(23) <u>第27条第2項の規定による指示に関すること。</u></p> <p>(24) <u>第27条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(25) <u>附則第3条第1項の規定による報告の受理に関すること。</u></p> <p>29～55 [略]</p> <p>56 <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）による次の事務</u> <u>(1)～(7) [略]</u></p> <p>57～63 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p>	<p>1 <u>社会福祉法による次の事務（福祉こどもセンターに限り、かつ、(1)から(14)までに掲げる事務にあっては、町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。）</u></p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>1の2・1の3 [略]</p> <p>2 <u>児童福祉法による次の事務（(8)及び(9)に</u></p>	<p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> <p>1 <u>社会福祉法による次の事務（中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(1)から(14)までに掲げる事務にあっては、町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。）</u></p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>1の2・1の3 [略]</p> <p>2 <u>児童福祉法による次の事務（(8)及び(9)に</u></p>

	<p>掲げる事務にあつては、<u>福祉子どもセンター</u>に限る。)</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2の2～3の3 [略]</p> <p>3の4 <u>社会福祉施設等指導監査実施要綱第11条第1項第7号の規定による保育所への入所事務の指導監査に関すること (福祉子どもセンターに限る。)</u>。</p> <p>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による次の事務 (<u>福祉子どもセンター</u>に限る。)</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>4の2 [略]</p> <p>5 老人福祉法による次の事務 (<u>福祉子どもセンター</u>に限る。)</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 介護保険法による次の事務 (<u>福祉子どもセンター</u>に限り、かつ、(3)から(7)までに掲げる事務にあつては、<u>訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(12)から(15)までに掲げる事務にあつては、<u>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るもの</u>に限る。)</u>)</p> <p>(1)～(15) [略]</p>		<p>掲げる事務にあつては、<u>中央福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンター</u>に限る。)</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2の2～3の3 [略]</p> <p>3の4 <u>社会福祉施設等指導監査実施要綱 (昭和58年6月27日定め) 第11条第1項第7号の規定による保育所への入所事務の指導監査に関すること (中央福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンターに限る。)</u>。</p> <p>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (<u>平成17年法律第 123号</u>) による次の事務 (<u>中央福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンター</u>に限る。)</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>4の2 [略]</p> <p>5 老人福祉法 (<u>昭和38年法律第 133号</u>) による次の事務 (<u>中央福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンター</u>に限る。)</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 介護保険法 (<u>平成9年法律第 123号</u>) による次の事務 (<u>中央福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンター</u>に限り、かつ(3)から(7)までに掲げる事務にあつては<u>訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(12)から(15)までに掲げる事務にあつては<u>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るもの</u>に限る。)</u>)</p> <p>(1)～(15) [略]</p>
<p>保健所長</p>	<p>1～41 [略]</p> <p>42 介護保険法による次の事務 (西臼杵支庁長、福祉子どもセンター所長及び福祉事務所長の権限に属するものを除く。)</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) <u>第 107条第 1 項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(20) <u>第 107条の 2 第 1 項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(21) <u>第 108条第 1 項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(22) <u>第 111条の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(23) <u>第 112条第 1 項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</u></p> <p>(24)～(27) [略]</p>	<p>保健所長</p>	<p>1～41 [略]</p> <p>42 介護保険法による次の事務 (西臼杵支庁長、福祉子どもセンター所長及び福祉事務所長の権限に属するものを除く。)</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19)～(22) [略]</p> <p>42の2 <u>健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第 130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法に</u></p>

	43～70 [略]		<p>よる次の事務</p> <p>(1) 第 107条の 2 第 1 項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第 108条第 1 項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第 111条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第 112条第 1 項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p>
看護大学 長	<p>1 <u>学校保健法（昭和33年法律第56号）第13条の規定による臨時休業に関すること。</u></p> <p>2 <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第17条第 1 項（第30条において準用する場合を含む。）の規定による教員（学長、学部長、学生部長、研究科長又は附属図書館長が兼務する者を除く。）及び助手の兼職及び事業等の従事の承認に関すること。</u></p> <p>3 [略]</p>	看護大学 長	<p>1 <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業に関すること。</u></p> <p>2 <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第17条第 1 項（第30条において準用する場合を含む。）の規定による教員（学長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長又は看護研究・研修センター長が兼務する者を除く。）及び助手の兼職及び事業等の従事の承認に関すること。</u></p> <p>3 [略]</p>
[略]		[略]	
土木事務 所長	<p>1～9の 2 [略]</p> <p>10 建築物の耐震改修の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1) <u>第 7 条第 1 項の規定による指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第 7 条第 2 項の規定による指示に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第 7 項第 4 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第 8 条第 1 項の規定による計画の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第 8 条第 3 項の規定による計画の認定に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第 9 条第 1 項の規定による計画の変更の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第 9 条第 2 項において準用する第 8 条第 3 項の規定による計画の変更の認定に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第10条の規定による報告の徴収に関すること。</u></p>	土木事務 所長	<p>1～9の 2 [略]</p> <p>10 建築物の耐震改修の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1) <u>第 7 条の規定による報告の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第12条第 1 項（附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第12条第 2 項（附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による指示に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第13条第 1 項（附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第15条第 1 項の規定による指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第15条第 2 項の規定による指示に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第15条第 4 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第16条第 2 項の規定による指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第17条第 1 項の規定による計画の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第17条第 3 項の規定による計画の認定に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第18条第 1 項の規定による計画の変更の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第18条第 2 項において準用する第17条第 3 項の規定による計画の変更の認定に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第19条の規定による報告の徴収に関すること。</u></p>

<p>」</p>	<p>(9) 第11条の規定による改善命令に関すること。 (10) 第12条の規定による計画の認定の取消しに関すること。</p> <p>11～36 [略] 37 エネルギーの使用の合理化に関する法律による次の事務 (1)～(7) [略] 38～41 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(14) 第20条の規定による改善命令に関すること。 (15) 第21条の規定による計画の認定の取消しに関すること。 (16) 第22条第1項の規定による認定の申請の受理に関すること。 (17) 第22条第2項の規定による認定に関すること。 (18) 第23条の規定による認定の取消しに関すること。 (19) 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (20) 第25条第1項の規定による認定の申請の受理に関すること。 (21) 第25条第2項の規定による認定に関すること。 (22) 第27条第1項の規定による指導及び助言に関すること。 (23) 第27条第2項の規定による指示に関すること。 (24) 第27条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (25) 附則第3条第1項の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>11～36 [略] 37 エネルギーの使用の合理化等に関する法律による次の事務 (1)～(7) [略] 38～41 [略]</p> <p>[略]</p>
----------	---	--

付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

<p>1～11 [略] 12 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、みやざき・水田農業新生プロジェクト推進事業 (目指せ10町歩! 大規模経営体育成加速化事業)、経営所得安定対策推進事業 (経営所得安定対策活用推進事業)、加工用米で進める新産地構造転換支援事業、企業と育む県内農産物需要拡大促進事業、「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業、みやざき土地利用型野菜産地づくり事業、ネクスト! みやざきエコ施設園芸産地拡大事業、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換促進事業、攻めの次世代花き産地育成事業、「日本一」スイートピー新技術実証緊急対策事業、果樹だからできる6次産業化チャレンジ事業、「花」も「実」もある中山間園芸産地改革事業、みやざき次世代果樹ブランド産地育成強化事業、葉たばこ等特用作物経営安定対策事業、選ばれる「みやざき茶」産地確立支援事業 (高品質茶生産技術確立支援) 及び特用作物生産力向上サポート事業に係る補助金</p> <p>13～33 [略] 34 特用作物産物被害等被害防止事業補助金交付要綱 (平成19年7月1日定め) に基づく補助金 35～48 [略]</p>	<p>1～11 [略] 12 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、みやざき・水田農業新生プロジェクト推進事業 (目指せ10町歩! 大規模経営体育成加速化事業)、県産加工用米供給拡大支援事業、「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業、加工・業務用青果物生産拡大加速化事業、ネクスト! みやざきエコ施設園芸産地拡大事業、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換促進事業、攻めの次世代花き産地育成事業、「みやざきの花」産地力強化支援事業、「花」も「実」もある中山間園芸産地改革事業、みやざき次世代果樹ブランド産地育成強化事業、「食」を彩るみやざき特産果樹基盤強化事業及び選ばれる「みやざき茶」産地確立支援事業 (高品質茶生産技術確立支援) に係る補助金</p> <p>13～33 [略] 34 特用作物産物被害等被害防止対策事業補助金交付要綱 (平成19年7月1日定め) に基づく補助金 35～48 [略] 49 狩猟者育成確保等対策事業補助金交付要綱 (平成26年4</p>
--	---

月1日定め)に基づく補助金

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秘書広報課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(人権同和対策課)</p> <p>第9条の7 人権同和対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(情報政策課)</p> <p>第9条の8 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(総務課)</p> <p>第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13)～(17) [略]</p> <p>(こども政策課)</p> <p>第31条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童手当(子ども手当)に関する事。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(こども家庭課)</p> <p>第32条 こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童扶養手当に関する事。</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>(11) 青少年問題協議会及び青少年健全育成審議会に関する事。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(循環社会推進課)</p> <p>第35条 循環社会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 財団法人宮崎県環境整備公社及びエコクリーンプラザみや</p>	課	課 内 室	秘書広報課	[略]	[略]		<p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秘書広報課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>防災拠点庁舎整備室</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(人権同和対策課)</p> <p>第9条の7 人権同和対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>犯罪被害者等の支援に係る連絡調整に関する事。</u></p> <p>(情報政策課)</p> <p>第9条の8 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>社会保障・税番号制度に係る総合調整及びシステム構築に関する事。</u></p> <p>(総務課)</p> <p>第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>防災拠点庁舎の整備に関する事。</u></p> <p>(14)～(18) [略]</p> <p><u>2 防災拠点庁舎整備室においては、前項第13号に掲げる事務を分掌する。</u></p> <p>(こども政策課)</p> <p>第31条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童手当に関する事。</p> <p>(4) 児童扶養手当に関する事。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(こども家庭課)</p> <p>第32条 こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>(10) 青少年健全育成審議会に関する事。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(循環社会推進課)</p> <p>第35条 循環社会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>公益財団法人宮崎県環境整備公社及びエコクリーンプラザ</u></p>	課	課 内 室	秘書広報課	[略]	総務課	防災拠点庁舎整備室	[略]	
課	課 内 室														
秘書広報課	[略]														
[略]															
課	課 内 室														
秘書広報課	[略]														
総務課	防災拠点庁舎整備室														
[略]															

ぎきに関すること。

（管理課）

第62条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 公共事業に係る入札制度改革の総合調整に関すること。

(9)・(10) [略]

（分掌事務）

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

福祉課

(1) [略]

(2) 社会福祉に係る相談、調査及び指導に関すること。

(3)～(21) [略]

[略]

（名称、位置及び所管区域）

第 102条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障害者福祉に関する事務
宮崎県中央福祉こどもセンター	[略]	宮崎市 日南市 西都市 串間市 東諸県郡 児湯郡（西都市及び児湯郡については、社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務に限る。）	[略]
宮崎県南部福祉こどもセンター	[略]	都城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡	[略]
宮崎県北部福祉こどもセンター	[略]	延岡市 日向市 東臼杵郡	[略]

みやぎきに関すること。

（管理課）

第62条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 公共事業に係る入札制度改革の総合調整に関すること。

(9)・(10) [略]

（分掌事務）

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

福祉課

(1) [略]

(2) 社会福祉に係る相談、調査及び指導に関すること（社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務を除く。）。

(3)～(21) [略]

[略]

（名称、位置及び所管区域）

第 102条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障害者福祉に関する事務
宮崎県中央福祉こどもセンター	[略]	宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 西都市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡（ <u>都城市、小林市、西都市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡及び児湯郡については、社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務に限る。</u> ）	[略]
宮崎県南部福祉こどもセンター	[略]	都城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡（ <u>それぞれ社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務を除く。</u> ）	[略]
宮崎県北部福祉こどもセンター	[略]	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡（ <u>西臼杵郡については、社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務に</u>	[略]

	限る。)
<p>2 [略] (内部組織)</p>	<p>2 [略] (内部組織)</p>
<p>第 115条 延岡保健所に次の課を置く。</p>	<p>第 115条 保健所に次の課を置く。</p>
<p>総務企画課 健康づくり課 衛生環境課 広域指導検査課</p>	<p>総務企画課 健康づくり課 衛生環境課</p>
<p>2 中央保健所、日南保健所、都城保健所、小林保健所、高鍋保健所、日向保健所及び高千穂保健所に次の課を置く。</p>	
<p>総務企画課 健康づくり課 衛生環境課 (分掌事務)</p>	<p>(分掌事務)</p>
<p>第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>衛生環境課</p>	<p>衛生環境課</p>
<p>(1) 食品衛生及び乳肉衛生に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(1) 食品衛生及び乳肉衛生に関すること。</p>
<p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(2)～(5) [略]</p>
<p>(6) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等の衛生保持に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(6) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等の衛生保持に関すること。</p>
<p>(7) 水道、飲用井戸等の衛生対策に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(7) 水道、飲用井戸等の衛生対策に関すること。</p>
<p>。</p>	
<p>(8) [略]</p>	<p>(8) [略]</p>
<p>(9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p>
<p>(10) ねずみ、昆虫等の駆除の指導に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(10) ねずみ、昆虫等の駆除の指導に関すること。</p>
<p>。</p>	
<p>(11) 大気汚染、水質汚濁その他公害に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(11) 大気汚染、水質汚濁その他公害に関すること。</p>
<p>(12)・(13) [略]</p>	<p>(12)・(13) [略]</p>
<p>(14) 浄化槽に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(14) 浄化槽に関すること。</p>
<p>(15)・(16) [略]</p>	<p>(15)・(16) [略]</p>
<p>(17) 薬局、医薬品、医療機器その他薬事に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(17) 薬局、医薬品、医療機器その他薬事に関すること。</p>
<p>(18) 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(18) 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関すること。</p>
<p>。</p>	
<p>(19) [略]</p>	<p>(19) [略]</p>
<p>(20) 毒物及び劇物に関すること(延岡保健所^{にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。})。</p>	<p>(20) 毒物及び劇物に関すること。</p>
<p>(21)～(23) [略]</p>	<p>(21)～(23) [略]</p>
<p>(24) 薬事等に係る監視指導に関すること(中央保健所及び都城保健所に限る。)</p>	<p>(24) 薬事等に係る監視指導に関すること(中央保健所、都城保健所及び延岡保健所に限る。)</p>
<p>(25) 特定業種等の食品衛生に係る監視指導に関すること(中央保健所及び都城保健所に限る。)</p>	<p>(25) 特定業種等の食品衛生に係る監視指導に関すること(中央保健所、都城保健所及び延岡保健所に限る。)</p>
<p>(26) 水道施設に係る監視指導に関すること(中央保健所及び</p>	<p>(26) 水道施設に係る監視指導に関すること(中央保健所、都</p>

都城保健所に限る。）。

(27) 特定建築物に係る監視指導等に関すること（中央保健所及び都城保健所に限る。）。

広域指導検査課

- (1) 食品検査に関すること。
- (2) 水道水等水質検査に関すること。
- (3) 事業所等水質検査に関すること。
- (4) その他衛生上の試験及び検査に関すること。
- (5) 衛生上の試験及び検査に係る情報の収集、整理、解析及び提供に関すること。
- (6) 葉事等に係る監視指導に関すること。
- (7) 特定業種等の食品衛生に係る監視指導に関すること。
- (8) 水道施設に係る監視指導に関すること。
- (9) 特定建築物に係る監視指導等に関すること。

(所掌事務)

第 163 条の 5 みやざき学園の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
 - (2) 児童の学科指導及び職業指導に関すること。
- (名称及び位置)

第 164 条の 2 林業技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県林業技術センター	東臼杵郡美郷町西郷区田代字内野々 1561 番地の 1

(内部組織)

第 207 条 水産試験場に次の課及び部を置く。

- 管理課
- 資源部
- 増殖部
- 生物利用部

2 前項に規定する生物利用部に分場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場生物利用部小林分場	[略]

(分掌事務)

第 208 条 前条第 1 項に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

- [略]
- 資源部
- (1)・(2) [略]
- (3) 漁場開発及び漁業操業の効率化の試験研究に関すること。

(4) [略]

増殖部

- (1) 増殖技術の試験研究に関すること。
- (2) 水産動植物の生態系の試験研究に関すること。
- (3) [略]

生物利用部

- (1) 養殖技術の試験研究に関すること。
- (2) 水産動植物の防疫技術の試験研究に関すること。

城保健所及び延岡保健所に限る。）。

(27) 特定建築物に係る監視指導等に関すること（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所に限る。）。

(所掌事務)

第 163 条の 5 みやざき学園の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
 - (2) 児童の職業指導に関すること。
- (名称及び位置)

第 164 条の 2 林業技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県林業技術センター	東臼杵郡美郷町西郷区田代字内野々 1561 番地の 1

(内部組織)

第 207 条 水産試験場に次の課及び部を置く。

- 管理課
- 資源部
- 増養殖部
- 経営流通部

2 水産試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場内水面支場	[略]

(分掌事務)

第 208 条 前条第 1 項に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

- [略]
- 資源部
- (1)・(2) [略]

(3) [略]

増養殖部

- (1) 増殖技術及び生態系の試験研究に関すること。
- (2) [略]
- (3) 養殖技術の試験研究に関すること。
- (4) 水産動植物の防疫技術の試験研究に関すること。
- (5) 漁場環境保全の試験研究に関すること。

経営流通部

- (1) 漁業の操業効率化の試験研究に関すること。

- (3) 内水面における漁業生産の試験研究に関すること。
- (4) [略]
- (5) 漁場環境保全の試験研究に関すること。

(分掌事務)

第 240条 前条第 1 項から第 5 項までに規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地課

- (1)～(7) [略]
- (8) 都市公園の管理に関すること(宮崎土木事務所に限る。)
- (9)・(10) [略]

河川砂防・都市公園課

- (1)・(2) [略]
- (3) 都市公園の施設及び設備の建設及び保全に関すること(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (4)～(7) [略]

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県子ども・子育て支援会議	[略]	
宮崎県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条第1項の規定による県における青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、樹立された総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることに係る事務並びに同条第2項の規定による知事及び県内関係行政機関に対して意見を述べる事務	福祉保健部こども政策局こども家庭課
宮崎県青少年健全育成審議会	宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例第13条第2項の規定により知事が規則で定める写真又は図画の内容に係る意見の答申並びに同条例第25条第1項の規定による青少年健全育成推進地区の指定等に係る調査審議及び同条第2項の規定による青少年に有害な	[略]

- (2) [略]
- (3) 漁業経営及び水産物流通の試験研究に関すること。

2 前条第 2 項に規定する内水面支場の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 内水面における漁業・養殖生産の試験研究及び研修に関すること。
- (2) 内水面における環境保全及び生態系の試験研究に関すること。
- (3) 内水面における種苗生産の試験研究に関すること。

(分掌事務)

第 240条 前条第 1 項から第 5 項までに規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地課

- (1)～(7) [略]
- (8)・(9) [略]

河川砂防・都市公園課

- (1)・(2) [略]
- (3) 都市公園に関すること(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (4)～(7) [略]

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県子ども・子育て支援会議	[略]	
宮崎県青少年健全育成審議会	宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例第13条第2項の規定により知事が規則で定める写真又は図画の内容に係る意見の答申並びに同条例第25条第1項の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項等に係る調査	[略]

図書類の指定等に係る意見の答申に関する事務
[略]

(交通・地域安全対策監等)

第 265 条 前 2 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
環境森林部、農政水産部及び県土整備部	工事検査監	上司の命を受けて、工事検査に従事し、工事検査専門員の事務を整理する。
[略]		

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
福祉子どもセンター	所長 副所長 (2 人。中央福祉子どもセンターに限る。) 課長
[略]	
保健所	所長 次長 (都城保健所、小林保健所及び延岡保健所にあつては、2 人) 課長
[略]	
看護大学	学長 学部長 学生部長 研究科長 附属図書館長 教授 准教授 講師 助教 助手 事務局長 課長
[略]	
林業技術センター	所長 副所長 課長 部長 センター長 副部長
[略]	
水産試験場	場長 副場長 (2 人) 研究企画主幹 課長 部長 分場長 副部長 主任
[略]	

(職務)

第 272 条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
支所長、校長 (産業技術専門校高鍋校に限る。)、分場長及び支場長	[略]
[略]	
附属図書館長	[略]

審議及び同条第 2 項の規定による青少年に有害な図書類の指定等に係る意見の答申に関する事務
[略]

(交通・地域安全対策監等)

第 265 条 前 2 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
環境森林部、農政水産部及び県土整備部	工事検査監	上司の命を受けて、工事検査に従事し、工事検査専門員の事務を掌理する。
[略]		

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
福祉子どもセンター	所長 副所長 (2 人) 課長
[略]	
保健所	所長 次長 (都城保健所、小林保健所、延岡保健所及び高千穂保健所にあつては、2 人) 課長
[略]	
看護大学	学長 学部長 学生部長 研究科長 附属図書館長 看護研究・研修センター長 教授 准教授 講師 助教 助手 事務局長 課長
[略]	
林業技術センター	所長 副所長 課長 部長 センター長 副部長 副センター長
[略]	
水産試験場	場長 副場長 (2 人) 研究企画主幹 課長 部長 支場長 副部長 主任
[略]	

(職務)

第 272 条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
支所長、校長 (産業技術専門校高鍋校に限る。) 及び支場長	[略]
[略]	
附属図書館長	[略]
看護研究・研修センター	上司の命を受けて、看護研究・研

		長	修センターに属する事務を掌理する。
[略]		[略]	
副部長	[略]	副部長	[略]
[略]		副センター長	センター長を補佐する。
		[略]	

(副参事等)

第 273 条 第 271 条に規定する職のほか、出先機関に必要な応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
主幹	[略]
[略]	

		長	修センターに属する事務を掌理する。
[略]		[略]	
副部長	[略]	副部長	[略]
[略]		副センター長	センター長を補佐する。
		[略]	

(副参事等)

第 273 条 第 271 条に規定する職のほか、出先機関に必要な応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
主幹	[略]
専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする所属の特定の事務を掌理する。
[略]	

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成26年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 5 号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 分場長</u> 組織規則第 271 条に規定する分場長をいう。</p> <p><u>(14)～(19)</u> [略]</p> <p>(出先機関における専決事項)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、支場長及び分場長は、別表第 4（第 6 号及び第 8 号を除く。）及び別表第 5 に掲げる当該支場又は分場に関する事務を専決することができる。</p> <p>4～10 [略]</p> <p>11 看護大学事務局長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長及び総務課長は、看護大学長専決事項のうち別表第 7 の 2 のそれぞれの専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ専決することができる。</p> <p>12 [略]</p> <p>(副知事等の代決)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13)～(18)</u> [略]</p> <p>(出先機関における専決事項)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、支場長は、別表第 4（第 6 号及び第 8 号を除く。）及び別表第 5 に掲げる当該支場に関する事務を専決することができる。</p> <p>4～10 [略]</p> <p>11 看護大学事務局長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、看護研究・研修センター長及び総務課長は、看護大学長専決事項のうち別表第 7 の 2 のそれぞれの専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ専決することができる。</p> <p>12 [略]</p> <p>(副知事等の代決)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

3 支場長、分場長又は支所長が専決すべき事務について、支場長、分場長、支所長又は分校長が不在のときは、あらかじめ知事が指定する者が、その事務を代決することができる。

4～8 [略]

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部長特 定専決 事項	次長特定 専決事項	課長特定専決事項	課 長 補 佐 特 定 専 決 事 項
[略]					
総務 事務 セン ター		[略]	1～5 [略]	6 乗用自動車の管理及び使用に関すること(別に指定するものを除く。)	[略]
[略]					
こども政 策課			1 [略]		
こども家 庭課			1・2 [略]	1 児童扶養手当の受給資格及び額の認定に関すること。 3 児童扶養手当の認定請求の却下に関すること	
[略]					
建築 住宅 課		[略]		1～7 [略]	
				8 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)による次の事務(1)～(3) [略]	
				9 [略]	
[略]					

別表第 7 の 2 (第 5 条関係)

看護大学事 務局長専決	看護大学学 部長専決事	看護大 学学生	看護大 学研究	看護 大学	看護 大学
----------------	----------------	------------	------------	----------	----------

3 支場長又は支所長が専決すべき事務について、支場長又は支所長が不在のときは、あらかじめ知事が指定する者が、その事務を代決することができる。

4～8 [略]

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部長特 定専決 事項	次長特定 専決事項	課長特定専決事項	課 長 補 佐 特 定 専 決 事 項
[略]					
総務 事務 セン ター		[略]		1～5 [略]	[略]
[略]					
こども政 策課			1 [略]	1 児童扶養手当の受給資格及び額の認定に関すること。	
こども家 庭課			2 児童扶養手当の認定請求の却下に関すること		
			1・2 [略]		
[略]					
建築 住宅 課		[略]		1～7 [略]	
				8 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)による次の事務(1)～(3) [略]	
				9 [略]	
[略]					

別表第 7 の 2 (第 5 条関係)

看護大学事 務局長専決	看護大学学 部長専決事	看 護	看 護	看 護	看護大学看護 研究・研修セ	看 護
----------------	----------------	--------	--------	--------	------------------	--------

事項	項	部長専 決事項	科長専 決事項	附属 図書 館長 専決 事項	総務 課長 専決 事項	事項	項	大 学 学 生 部 長 専 決 事 項	大 学 研 究 科 長 専 決 事 項	大 学 附 属 図 書 館 長 専 決 事 項	ンター長専決 事項	大 学 総 務 課 長 専 決 事 項
1 職員（ 学長、学 部長、学 生部長、 研究科長 、附属図 書館長、 教授、准 教授、講 師、助教 、助手及 び事務局 長を除く 。）の休 暇の承認 及び出張 に関する こと。	1～3 [略] 4 学部の 教員（学 長、学部 長、学生 部長、研 究科長及 び附属図 書館長を 除く。） の臨地実 習に係る 出張に関 すること 。 5 [略]	[略]			[略]	1 職員（ 学長、学 部長、学 生部長、 研究科長 、附属図 書館長、 看護研究 ・研修セ ンター長 、教授、 准教授、 講師、助 教、助手 及び事務 局長を除 く。）の 休暇の承 認及び出 張に関す ること。 2 職員（ 学長、学 部長、学 生部長、 研究科長 、附属図 書館長、 看護研究 ・研修セ ンター長 、教授、 准教授、 講師、助 教、助手 及び事務 局長を除 く。）の 時間外勤 務命令及 び休日勤 務命令に 関すること 。	1～3 [略] 4 学部の 教員（学 長、学部 長、学生 部長、研 究科長、 附属図書 館長及び 看護研究 ・研修セ ンター長 を除く。 ）の臨地 実習に係 る出張に 関すること 。 5 [略]	[略]	[略]	[略]	1 公開講座 の実施に関 すること。 2 看護研究 ・研修セン ターの管理 に関するこ と。 3 その他看 護研究・研 修センター に係る軽易 な事項の処 理に関する こと。	[略]

3 [略]

別表第 9 (第10条関係)

出先機関名	第 1 代決者	第 2 代決者	第 3 代決者
[略]			
福祉こどもセンタ ー	副所長	[略]	
[略]			
看護大学	事務局長 (学 部に関する事 務にあっては 学部長、厚生 補導に関する 事務にあって は学生部長、 研究科に関す る事務にあっ ては研究科長 、附属図書館 に関する事務 にあっては附 属図書館長)		
[略]			
児童相談所	こども福祉課 長		
[略]			

関するこ
と。

3 [略]

別表第 9 (第10条関係)

出先機関名	第 1 代決者	第 2 代決者	第 3 代決者
[略]			
福祉こどもセンタ ー	副所長 (当該 副所長が担当 する事務に限 る。)	[略]	
[略]			
看護大学	事務局長 (学 部に関する事 務にあっては 学部長、厚生 補導に関する 事務にあって は学生部長、 研究科に関す る事務にあっ ては研究科長 、附属図書館 に関する事務 にあっては附 属図書館長、 看護研究・研 修センターに 関する事務に あっては看護 研究・研修セ ンター長)		
[略]			
児童相談所	こども福祉課 長 (中央児童 相談所にあっ ては、こども 相談課長)		
[略]			

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 6 号

本 庁
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程 (平成19年訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表 (第 2 条関係)				別表 (第 2 条関係)			
所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務	所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務

[略]		[略]	
工事検査課	[略]	[略]	
福岡事務所	福岡市中央区渡辺通 2丁目1番82号(九州観光推進機構内)		観光に関する情報の収集及び宣伝に関すること
[略]		[略]	

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

